

インドネシア法務事情(3) 会社の設立、事業許可(1)

先月、来日されていた Insan Budi Maulana 弁護士をインドネシアへの投資セミナーにお招きして、いろいろとお話を伺いました。そのセミナーを受け、今回と次回でインドネシア投資に関わる法務事情をご紹介します。

1. インドネシアで会社を設立するには

インドネシアで有限責任の会社を設立するには、投資法（2007年法25号）、有限責任会社(LLC)法（2007年法40号）、会社登録法（1982年法3号）などに従って手続きを進める必要があります。また行う事業については、投資ネガティブリスト（2010年大統領令36号）という規制があり、このリストに掲載されている事業については、行うことが出来ません。

2. 予備登録(不要)

これまでは、まず投資のための(予備)登録を投資調整庁(BKPM)¹⁾に行い、その登録後6か月以内に会社設立を行う必要がありましたが、2013年投資調整庁(BKPM)長官令第5号22条(Pasal 22 Perka BKPM No. 5 Tahun 2013)により、本年6月以降この登録が不要となりました。

3. 会社の設立一株主の数、授権資本等

有限会社を設立するためには、インドネシアに住所を持つ有限責任会社の形をとることになります。この有限責任会社の設立には、株主が2人以上必要とされています。多くは、日本企業とインドネシアの企業または個人という形がとられますが、日本企業同士、日本企業と日本の個人という組み合わせでもかまいません。比率の大小も特に問題とならないようです。授権資本は、インドネシアの株主であれば5億ルピア(約50万円)以上でその25%が払込みされればよいのですが、外国投資家による投資の場合には、授権資本は100億ルピア(約100万米ドル)以上(土地、建物代金を除く)で、その25%が発行され、かつ、払い込まれる必要があります。

4. 設立証書

設立証書は、公正証書(Notary Deed)の形式で作成されなければなりません。そして、この公正証書が作成されると、公証人が法務人権大臣の承認を受ける手続きを行い、これが完了し会社が登録されると、法的に有効な有限責任会社となります。

5. 投資の基本許可

工場などの設備を要する事業であれば、その資本投資のための基本許可を BKPM から得る必要があります。この投資許可により、資本投資のための輸入の際の免税措置、付加価値税の免税等の優遇措置を受けることができます。この基本許可を得た後、会社は、製品輸入者としての ID 番号 (API-P) を取得して、機械の輸入関税の免税、会社の所得税の優遇措置の申立手続きを行わなければなりません。

6. 地方許可 (Regional License)

投資の基本許可を得ると、それとともに必要な地方の許可の手続きをとる必要があります。BKPM がワンストップサービスの機能を持っているため、投資の基本許可を申請するとともに BKPM にこれらの申請をすることができます。地方許可には、①事業場所の許可、②建設許可、③公害条例許可などがあり、これとともに会社の登録番号を得なければなりません。

7. 事業許可 (Operational Permit)

事業許可は、事業の技術的な側面に関する許可で、これは、行おうとする事業分野に関する許可で、関係官庁から得る必要があります。

今回は、営業許可の申請と関税等の免税措置について述べたいと思います。

本記事は、5 月に来日されセミナーをしていただきました Maulana & Partners の Insan Budi Maulana 弁護士からいただいたレジュメによりますが、本文の文責は筆者にあります。

筆者 弁護士法人苗村法律事務所 代表弁護士 苗村博子

ⁱ インドネシア語の省略語で投資調整庁のことを BKPM といいます。